

緊急時対応組織の実効性の向上に係る試行における評価の考え方

令和 4 年 10 月 20 日
緊急事案対策室

1. 経緯・趣旨

原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方については、これまでの 3 回の意見交換を通じて、今後の方向性について原子力規制庁と原子力事業者との間で一定の認識共有が図られた。第 3 回の意見交換（令和 4 年 7 月 7 日）において原子力規制庁が提示した 5 つの課題に対して、令和 4 年度以降に実施される事業者防災訓練等において、緊急時対応能力の維持・向上に係る計 6 種の取り組みを試行することが予定されている。

このうち、「緊急時対応組織の実効性の向上」に係る試行の実施については、事業者において、令和 4 年度に合計 3 社が行う予定とされている。また、本試行に係る評価については、原子力規制庁と原子力事業者が認識共有を図りながら評価指標を整備することとし、まずは、原子力規制庁から評価指標に求める基本的な考え方を示し、今後、試行結果を踏まえた見直し等について議論し、最終的な評価指標案を策定することとしたい。

なお、本試行に係る評価結果は、今年度の事業者防災訓練の結果とするものではない。

2. 評価の考え方

これまで、事業者防災訓練においては、即応センター及び緊急時対策所を中心に緊急時対応組織の一部の活動のみを評価してきた。今後は緊急時対応組織全体の実効性の向上を促すため、以下の観点で評価を実施することとしたい。

●計画段階（P l a n）における評価

- ・ 実発災時に予め原子力事業者防災業務計画に定められた活動が網羅的に実施されるよう、訓練の中期計画及び年度計画が策定され、計画的に訓練に参加する組織の範囲、目的及び実動訓練の内容等が選定されているか
- ・ 緊急時対応組織の能力向上を目的とした目標が設定されているか
- ・ 上記目標の達成基準が設定されているか
- ・ 上記の達成基準に対して、現状とのギャップを把握し課題が抽出されているか

- ・実動訓練の参加組織あるいは参加者は、実発災時の活動を想定し、広範囲かつ適切に設定されているか
- ・実発災時の活動を想定し、より現実的な実動を伴うシナリオが設定されているか

●実施段階（D o）における評価

- ・実発災時の活動を想定し、訓練が広範囲にわたる組織間において適切な連携の下、計画通りに実施されたか

●評価段階（C h e c k）における評価

- ・計画された目標の達成基準に基づき適切に評価が行われたか
- ・目標が達成されていない場合、問題点の原因を分析されているか
- ・目標が達成された場合、成功した要因を分析されているか

●改善段階（A c t i o n）における評価

- ・課題の改善が図られている、あるいは、改善に取り組んでいるか

3. 今後の進め方

緊急時対応組織の実効性向上に係る試行については、中国電力島根原子力発電所、北陸電力志賀原子力発電所及び九州電力玄海原子力発電所において実施される予定であるが、まずは中国電力島根原子力発電所での試行において、2. の評価の考え方を基にした評価の成立性を確認したうえで、具体的な評価指標案を策定し、2 プラント目以降の試行においては、評価指標案を用いた事業者間の評価も併せて実施することとしたい。

具体的には、以下のとおり検討を進めることとし、次回の事業者防災訓練報告会において評価指標案を報告することとしたい。

<スケジュール>

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 2022年 11月 | 島根原子力発電所事業者防災訓練における試行 |
| 2023年 1月 | 志賀原子力発電所事業者防災訓練における試行 |
| 2023年 2月 | 玄海原子力発電所事業者防災訓練における試行 |
| 2023年度 初頭 | 本意見交換会合において評価指標案を議論 |
| 2023年度6月頃 | 訓練報告会において評価指標案を報告 |
| * 志賀原子力発電所の訓練以降は評価指標案を用いた評価を実施 | |

以上

(参考)

原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換（第1回）資料1より抜粋

○緊急時対応組織の実効性

・事故・トラブルがいつ何時発生しても対応できるように、緊急時対応要員には、日常の運用体制を踏まえて、多くの職員が指定されているのが通常であるが、例えば、原子力事業者防災訓練におけるERCとの通信連絡では毎年同じ要員が訓練に参加している原子力事業者がある。このような場合には、繰り返し訓練に参加する要員の力量が向上する一方、多様な部門の要員や交代要員等が参加する訓練実施等による体制の整備・強化が必要ではないか。また、事故シナリオに偏りがあることを踏まえると、原子力施設における指揮者（発電所長やそれを直接的にサポートする職員）の意思決定・対応訓練が質量ともに不足しているのではないか。

原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換（第3回）資料2より抜粋

③緊急時対応組織の実効性の向上について

原災法に基づく事業者防災訓練において、実動訓練の参加者の範囲を拡大させることで緊急時対応組織の実効性の向上に繋げるために、より広範囲な社内外の支援組織の参加を求めたうえで、その実効性を評価してはどうか。

具体的には、緊急時対応組織の実効性を評価するために、実発災を想定した支援組織（原子力緊急事態支援組織、他の原子力事業者からの応援を含む）との連携状況や連携時の課題の抽出及び改善状況を評価するための指標を新たに訓練評価指標に追加することとしたい。